

議案第 6 1 号

前橋市公民館利用に関する条例の改正について

令和元年 5 月 3 0 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市公民館利用に関する条例の一部を改正する条例

前橋市公民館利用に関する条例（昭和 3 0 年前橋市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表南橋公民館の項を次のように改める。

南橋公民館	ホール	2, 2 5 0 円	3, 0 1 0 円	3, 0 1 0 円
	会議室	4 9 0 円	6 6 0 円	6 6 0 円
	料理実習室	4 9 0 円	6 6 0 円	6 6 0 円
	造形創作室	4 4 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円
	第 1 和室	4 4 0 円	5 5 0 円	5 5 0 円
	第 2 和室	4 4 0 円	5 5 0 円	5 5 0 円
	第 1 多目的室	2 2 0 円	3 3 0 円	3 3 0 円
	第 2 多目的室	2 7 0 円	3 3 0 円	3 3 0 円

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。